

特別定額給付金

市では、特別定額給付金の申請書をすでに各世帯に郵送しています。

▼概要

令和2年4月27日に、住民基本台帳に記録されている人に10万円を支給します。

申請は、原則世帯主が代表で行います。

▼申請期限

8月11日(火)まで

▼申請と給付の方法

給付金の申請は郵送かオンラインを基本とし、給付は原則として世帯主本人名義の銀行口座へ振り込みます。

▼申請に必要な添付書類

世帯主の本人確認書類

次のいずれか一点のコピーを添付
・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳 など
※代理申請・受給を行う場合は、代理人と世帯主の2人分の写しを添付してください。

振込先口座確認書類

・通帳または、キャッシュカードのコピー
※ただし、住民税などの引落口座や、児童手当などの受給口座への振り込みを希望する場合は、口座確認書類を添付する必要があります。

申請書の書き方など詳しくは、同封書類または市HPをご覧ください。
※3密を避けるため、郵送での申請に協力してください。
企画画財政課緊急経済対策室
TEL 32-9311

給付金の 詐欺に 注意を



特別定額給付金について、県や市、総務省などをかたった電話やメール、訪問には十分注意してください。
不安に思ったら、すぐに警察や市役所、次の連絡先などに相談してください。

■警察相談専用電話 #9110

■消費者ホットライン 188

■新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン
TEL 0120-213-188



市HP「特別定額給付金について」

山県市緊急対策

総額5737万円の

緊急対策を実施

市では、新型コロナウイルス感染症対策として、国や県の制度とは別に、総額5737万円の緊急対策を実施します。

企画画財政課 TEL 22-6825

1. 緊急経済対策 (1490万円)

- ・国の雇用調整助成金を活用した場合の事業者負担分(1/10)を支援
- ・商工会に社会保険労務士による相談窓口を設置
- ・市が独自に休業要請を行う観光レジャー施設などを運営する事業者に対して協力金を支給
- ・移動販売車による食品などの販売を委託

2. 教育・福祉保健関連対策 (3247万円)

- ・児童生徒に、学習や生活面で活用してもらうよう一人あたり1万円の支援を実施(山県まちづくり振興券を活用)
- ・DVDによる授業動画の配布
- ・教職員の遠隔会議システム構築
- ・保育園などのICT化
- ・母子保健のビデオ通話整備など

3. 自然災害等発生時の感染症対策の強化 (1千万円)

- ・災害時の避難所での3密を避けるため、新たに資機材を整備

4. その他の対応

- ・事業を迅速に実施するため、企画画財政課内に緊急経済対策室を設置し対応
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け離職を余儀なくされた人も含め、社会人経験者を対象とした市職員採用(若干人)を実施
- ・市が備蓄していた防護服140枚、ゴーグル200個、N95マスク1千枚を岐阜・西濃医療センター・岐阜北厚生病院へ寄贈

今後予定している対策

(収束後を見据えた対策)

- 外出自粛の影響により落ち込んだ市内の消費活動活性化のため、小売・飲食店用プレミアム付き商品券事業(各1億円規模)の実施を予定しています。(詳細未定)



市HP「新型コロナウイルス感染症に緊急対応する山県市」

相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関して、国や県などさまざまな機関で電話相談を受け付けています。
一人で悩まず相談してください。

■全般について

どこに相談してよいか分からない場合

県民総合相談窓口

TEL058-272-8198

受付時間 毎日8時30分～17時15分

■健康に関する相談

岐阜保健所

TEL058-380-3004 受付時間 平日9時～17時

岐阜県保健医療課

TEL058-272-8860 受付時間 毎日9時～21時

厚生労働省コールセンター

TEL0120-565653 受付時間 毎日9時～21時

■発熱などの症状が持続している場合

帰国者・接触者相談センター

TEL058-380-3004 (岐阜保健所につながります)

受付時間 毎日24時間(平日9時～17時以降は電話呼出対応)

■心の相談

岐阜県精神保健福祉センター

TEL058-231-9724

受付時間 平日9時～正午、13時～17時

■DVに関する相談

DV相談+ (プラス)

TEL0120-279-889

受付時間 毎日24時間対応

■事業者の休業や求職に関する相談

岐阜労働局助成金センター

TEL058-263-5650

受付時間 平日8時30分～17時15分

ハローワーク岐阜

TEL058-247-3211

受付時間 平日8時30分～17時15分

その他、市税の徴収猶予や介護保険料などの納付についての相談や施設の開館状況、各種証明書の請求については、市HPを確認し、各担当課へ連絡してください。

こんな時だからこそ 心を一つに

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見、いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困った時は一人で悩まず相談してください。

国福祉課 TEL22-6837

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

**みんなの
人権110番** ☎ 0570-003-110

いじめ・虐待(ざやくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

**子どもの
人権110番** ☎ 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

**女性の人権
ホットライン** ☎ 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 インターネット人権相談
じんけんそうだん けんさく 検索

パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>



相談する

人権イメージキャラクター
AKENまもる君 AKENあゆみちゃん